

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、土岐市の区域又は他地域において、当該地域における住民生活に甚大な被害が発生した災害、並びに、土岐市又は他地域の災害時ボランティア活動支援に対し、社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）が連携・協力し、効果的かつ円滑に被災者への支援活動等を行うために必要な事項を定めるとともに、土岐市又は他地域からの支援要請に基づく災害ボランティアセンター（以下「センター」という）の設置運営等に当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として広域にわたる大規模地震、豪雨、暴風、豪雪、噴火、事故等による災害であり、多数の人的・物的な被害を受け、住民生活に甚大な被害が生じ、相互の支援を必要とし土岐市又は甲が災害ボランティア等に係る支援を必要とした場合とする。

(支援の内容)

第3条 支援の種類は次のとおりとし、具体的な支援内容等については、土岐市又は甲が支援要請を受けた他地域センターの災害対策本部等の方針をふまえ、甲乙相互に連携・協議し決定するものとする。

- (1) センターの設置・運営・維持等に関する運営支援
- (2) 被災者の生活支援に関する支援
- (3) ボランティア募集、募金等に関する必要な運営支援
- (4) 支援に必要な物品、資材及び器材の募集並びに斡旋支援
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) その他、支援の必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(支援の要請)

第4条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要がある時は、乙に対して支援協力を要請するものとし、乙は可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

(費用負担)

第5条 第3条における支援活動に要した費用は、甲乙間において事前協議するものとし、乙の予算範囲において乙が負担するものとする。

(平常時の協力)

第6条 甲は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、乙は、甲に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

- 2 甲は、被災地に設置されるセンターの開設情報等の把握に努め、乙に情報提供するものとする。
- 3 甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(報告)

第7条 甲は、事態の終了後、速やかにセンターに関する業務報告書を作成し乙に提出するものとする。なお、乙は、甲に対してセンターの運営状況について常時、報告を求めることが出来る。

(協定期間)

第8条 この協定期間は、協定締結の日から5年間とし、期間満了の日から3ヶ月前に協定を締結した甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がない時は、さらに、5年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、協議して別に定めるものとする。
2 この協定に基づく災害時の支援については、事務担当者会議等において、随時、協議及び情報交換を行い、必要に応じて協定内容を見直すものとする。

附則

この協定は、締結後より施行する。

協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇